

伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル実施要領

伊賀市が業務で使用する滞納整理システム（以下「本システム」という。）の選定及び本システム導入後の運用保守の受託者を選定するため、次のとおり必要事項を定める。

1 業務概要

- (1) 目的 本市は、平成 28 年 4 月に、債権管理の適正化に向け全庁的に取り組むため、債権管理課を新たに設置し、市の債権を適正かつ一元的に管理する体制の構築を図っている。
適正な債権管理の基本原則は、債権に適用される法令の規定に従い、効率的で効果的な債権の回収を行うことである。
そこで、効率的で効果的な債権の回収を行うため、本市は、全庁統一の債権管理に特化したシステム導入を図る。
他自治体において稼働実績のあるパッケージシステムを活用して、本システムの安定性、利便性、操作性の向上を確保すると共に、法制度改正等への正確かつ迅速な対応を可能とする。
- (2) 名称 伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務
- (3) 履行場所 伊賀市財務部債権管理課ほか伊賀市が指定する場所
- (4) 業務内容 詳細は別紙「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル仕様書」のとおりとする。
- (5) 履行期間
滞納整理システム再構築業務 契約の日から平成 30 年 12 月 10 日まで
滞納整理システム運用保守業務 平成 30 年 12 月 10 日から平成 35 年 12 月 9 日まで

2 実施方式

公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）による。

3 提案上限額

平成 30 年度 2,484,108 円以下（消費税及び地方消費税含む。）

平成 31 年度以降 47,198,052 円以下（消費税及び地方消費税含む。）

(1) 費用支払方法

運用保守業務を除く本業務に係る費用は、賃貸借料方式の分割払い方式により平成 30 年 12 月以降 5 年間 60 回に分け、それぞれ請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。

運用保守業務に係る費用は、分割払い方式により請求書を受領した日から

30日以内に支払う。

4 主催者及び事務局

- (1) 主催者 伊賀市
- (2) 事務局 〒518-8501 伊賀市上野丸之内 116 番地
伊賀市役所財務部債権管理課
電話：0595-22-9675
Eメール：saiken@city.iga.lg.jp
伊賀市ホームページ：https://www.city.iga.lg.jp/

5 参加資格

公告日現在、伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の「事務事業委託-システム開発・管理」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは、更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 法令、規則等に違反していない者

6 参加条件

- (1) 単体企業で参加すること。
- (2) 事業所として ISO/ICE 27001 及びプライバシーマークの資格認定を受けていること。
- (3) 平成 25 年度以降に、仕様書に定める業務内容に相当する業務を、当市と同等規模以上の自治体に対して受注・構築した実績があること。
- (4) 本業務に、地方公共団体発注の同種業務に携わった実績を有する者を業務責任者として適正に配置できること。

7 提出様式等の交付方法

プロポーザル参加資格確認申請書等の様式は、伊賀市ホームページから入手するものとする。

8 応募方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり参加資格確認申請書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び部数

- ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号）…………… 1部
 - イ 会社概要書（会社パンフレット）…………… 1部
 - ウ 履行実績書（様式第3号）…………… 1部
- ※業務の履行を確認するため、発注者との契約を証する書類の写しと業務内容が記載された仕様書等の写しを添付すること。
- エ 6(2)に記載の資格を証する認定書の写し …………… 1部
 - オ 納税証明書（未納税額がない証明書） …………… 1部
- ※「実施要領 15 その他(7)」を参照のこと。

(2) 提出書類の受付

- ア 提出期間 平成30年5月16日（水）から5月22日（火）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く）
- イ 提出場所 4(2)に記載の事務局（財務部債権管理課）に同じ。

(3) 提出方法 持参とし、郵送等による提出は認めない。

(4) 仕様書等の閲覧

- ア 閲覧期間 平成30年5月16日（水）から平成30年5月22日（火）まで伊賀市ホームページに掲載する。

(5) 仕様書等に対する質問

- ア 提出期間 平成30年5月16日（水）から平成30年5月25日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）
- イ 提出場所 4(2)に記載の事務局（財務部債権管理課）に同じ。
- ウ 提出方法 「質問書（様式第9号）」に質問事項を記載のうえ、電子メールにて提出すること。
※電話及び口頭による質問は受け付けないこととする。

(6) 仕様書等に対する回答

- ア 供覧期間 平成30年5月29日（火）から平成30年6月12日（火）まで
- イ 供覧場所 伊賀市ホームページ ※個別の回答には応じない。

9 参加資格の確認

(1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、

参加資格の有無を決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

プロポーザル参加資格確認申請書等を提出した者に対し、平成 30 年 5 月 23 日（水）にプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第 5 号）により郵送で通知する。

(3) 参加資格がないと通知された者は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。

ア 申立期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から平成 30 年 5 月 28 日（月）までの午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所 4(2)に記載の事務局（財務部債権管理課）に同じ

ウ 提出方法 持参とし、郵送等による提出は認めない。

(4) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第 17 条に該当する場合は、本プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

10 企画提案書等の提出

参加資格審査により参加資格を有すると認められた事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期間 平成 30 年 5 月 29 日（火）から平成 30 年 6 月 11 日（月）まで午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出場所 4(2)に記載の事務局（財務部債権管理課）に同じ。

(3) 持参とし、郵送等による提出は認めない。

(4) 提案の内容

ア 企画提案書提出届（様式第 10 号）

イ 伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザルシステム機能調査表 ※「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

ウ 伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書 ※「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

エ 伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル提案見積書 ※「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る

る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。
 オ 補足する付属資料 ※「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

- (5) 提出部数 「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」のとおりとする。

11 スケジュール（予定含む。）

公告・実施要領等の公表	平成 30 年 5 月 16 日（水）
質問書の受付	平成 30 年 5 月 16 日（水）から 平成 30 年 5 月 25 日（金）まで
参加資格確認申請書提出期限	平成 30 年 5 月 22 日（火）
参加資格結果通知	平成 30 年 5 月 23 日（水）
参加資格なし理由請求期限	平成 30 年 5 月 28 日（月）
企画提案書等の提出期限	平成 30 年 6 月 11 日（月）
1 次審査（書類審査）	平成 30 年 6 月 12 日（火）から 平成 30 年 6 月 19 日（火）まで
1 次審査結果通知 2 次審査案内	平成 30 年 6 月 20 日（水）
2 次審査（デモンストレーション審査）	平成 30 年 6 月 27 日から 29 日の間に当該審査の実施を予定する。
プロポーザル提案書評価結果通知	2 次審査終了後速やかに

※当該スケジュールは参加者の状況により変更する場合があります。

12 審査方法及び審査基準

- (1) 審査方法及び最優先候補者選定方法

本プロポーザルの審査は、1 次審査及び 2 次審査の 2 段階で審査を行う。企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、最も優れた企画提案を行った事業者を契約の最優先候補者として選考する。

複数の提案者の総合計点が同点である場合は、「デモンストレーション評価点」が高い者を最優秀候補者とする。また、それでも決定しない場合は、審査委員会の総合的な評価により最優秀候補者を決定する。

審査委員会の評価において委員会委員の過半数が評価合計点の 2 分の 1 以下と採点した場合は、見送ることもあり得る。また、企画提案が 1 者のみの場合でも実施する。

- (2) 審査項目・配点

審査項目・配点は別紙「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル評価基準書（以下「評価基準書」という。）のとおりにする。

(3) 1次審査の実施（書類審査）と結果通知

1次審査は提出された書類について審査し、評価点の合計点の上位3者程度を2次審査の対象とする。

1次評価で次の条件を満たさない場合は失格とする。

（ア）評価点の合計点が6割以上であること。

（イ）提示価格が提案上限額で示す金額の範囲内であること。

（ウ）作業スケジュールが履行期間内であること。

1次審査の結果通知及び2次審査の案内は、平成30年6月20日（水）に書面で発送する。

(4) 2次審査の実施（デモンストレーション審査）

1次審査通過者については、「評価基準書」で指定するデモンストレーション評価項目の内容について、デモンストレーションを実施する。

ア 実施日時・場所

日時は平成30年6月27日から29日の間に当該審査の実施を予定する。

日時・場所は改めて連絡する。

イ 実施体制

デモンストレーションは、業務を発注した際、実際に業務を主として担当する者が行うこととし、参加人数は5人までとする。

ウ 時間配分

準備 10分以内

デモンストレーション 60分以内

質疑応答 約10分間

撤収 10分以内

エ 留意点

・順番は、くじ引きにより決定した順番及び時間によるものとする。

・説明は、「評価基準書」で指定するデモンストレーション評価項目に記載した内容に限る。

・デモンストレーションに必要な機材のうち、プロジェクターとスクリーンは本市で準備するが、その他必要な機材については企画提案者が準備すること。

・社名等が特定できないように配慮すること。

13 提案書の特定

(1) 提案書特定・非特定の通知

平成30年7月上旬（予定）に、応募者に通知する。

- (2) プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第7号）により通知する。
- (3) 特定されなかった者は、書面（様式は自由）により理由を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から3日以内の午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 4(2)に記載の事務局（財務部債権管理課）に同じ。

ウ 提出方法 持参とし、郵送等による提出は認めない。

14 業務委託先の決定と契約手続き

- (1) 業務仕様書の作成

最優先候補者として提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について本市とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。

- (2) 契約の方法

業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約を締結する。ただし、最優先候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た応募者を随意契約の相手方とする。

15 その他

- (1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする
- (3) 一度提出された資料の修正及び追加は受け付けない。また、資料の返却は行わない。
- (4) 企画提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事業所は、本プロポーザルに参加できない。
- (5) 企画提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (6) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同ーあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、

契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

(7) 次の納税証明書等（デモンストレーション実施日から起算して6か月以内のものに限る。）の提示がないと、本プロポーザルには参加できない。

ア 伊賀市内に本店を有する事業者

（ア）すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

イ 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者

（ア）すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

（イ）消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管
税務署発行

ウ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者

（ア）すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕＝所管県税事務所発行

（イ）消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管
税務署発行

エ その他の事業者

（ア）法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3
の3〕＝所管税務署発行

14 問い合わせ先

〒518-8501

三重県伊賀市上野丸之内 116 番地

伊賀市財務部債権管理課

電 話：0595-22-9675

F A X：0595-22-9618

Eメール：saiken@city.iga.lg.jp